

子どもが

子どもらしく育つために

みんなで支えています。

## ヤングケアラーを知っていますか？

ヤングケアラーとは、家事や家族のお世話などを日常的に行っている子どものこと。

担っている責任や負担の重さによっては、学業や友人関係に影響がでてしまうことがあります。

東広島市では、子どもが子どもらしい時間を過ごし、その人生を豊かにしてもらうために、

ヤングケアラーを対象とした家事等のサポート事業を始めています。

# ヤングケアラー等サポート事業の内容

様々な事情（ひとり親世帯、家族に幼いきょうだいや障害等によって介護が必要な方がいる）によって、家庭の家事等を担っている子ども（若者）のいる世帯に、サポーターを派遣し、その負担を軽減し、子どもの心身の健康を支援するための事業です。



食事の  
準備・後片付け



衣類の洗濯  
補修の援助



室内の清掃  
整理整頓

※窓ふき等の大掃除や衣替えは除く



生活必需品の  
買い物



きょうだいの  
世話や遊び相手

※家庭内



徒歩による  
子どもの送迎

※保育園、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等



被介護者の  
話し相手

利用料

無料

利用期間

6か月以内

※1回の申請で必要な範囲内

利用回数

2回以内／週

※1回あたりサポーターは2名以内

利用時間

1時間30分以内

※月曜日から金曜日まで（祝日・休日を除く）

利用の  
流れ

面 談

申 込

支援プラン  
の決定

利用開始

家庭相談員等による  
利用状況の確認

対象者

19歳未満の子ども ただし、面談等によって市が必要と認めた場合は30歳未満まで対象を拡大します。

- 対象者から申請があったときは、必要な調査を行った上で、利用の適否を決定します。
- 認定する場合は、上記サポートを行うサポーター派遣に必要な支援プランを策定します。
- 利用者およびその過程で同居する者が感染症の疾病にかかったことが判明した場合、その他サポートの実施が困難な事情が生じたと認められる場合は、当該事情がなくなるまでの期間、利用することができません。

お問い合わせ先



082-420-0407



hgh200407@city.higashihiroshima.lg.jp